

令和8年度 島根県育英会奨学資金 (在学・緊急奨学生)

奨学資金を希望する皆さんへ

高等学校等奨学生募集要項



事業目的

島根県育英会の奨学資金貸与事業は、学習意欲が旺盛でありながら、経済的理由によって修学困難な島根県出身の人に奨学資金を貸与して、その修学の便を図ることにより、社会に有為な人材の養成に寄与することを目的とするものです。

申込み 当たって

奨学資金は、貸与です。卒業後に奨学生自身が返還する必要があります。

返還金は、後輩の奨学資金として再び活用されます。

奨学資金を希望する人は、この募集要項をよく読み、自分の現在・将来の生活設計に基づき申込条件・返還方法等を考えて願書に必要事項を記入し、自分で申し込んでください。

(家計の収入等、家族に相談しなければ書けないところは、よく相談して書いてください。)

公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階

TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089

URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>

メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp

育英会予約募集のHP



島根県育英会では、学校教育法に定める高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）・高等専門学校（専攻科を除く）・専修学校高等課程に在学している生徒を対象に、奨学資金の貸与（無利子）を希望する人を募集しています。

申込みの条件

令和8年4月に「高等学校」・「高等専門学校（専攻科を除く）」・「専修学校高等課程」（以下「高等学校等」という）に在学している生徒で、学習意欲がありながら経済的理由により修学困難な**島根県出身の人**。

なお、**島根県出身**とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 生徒の住所が島根県内に通算して5年以上ある場合
- (2) 父母又はこれに代わる人の住所が島根県内にある場合
- (3) (1)、(2)に準ずるものとして育英会が特に認めた場合

ただし、日本学生支援機構の奨学金（給付型を除く）、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金又は就学支度資金、島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金並びに特別支援教育就学奨励費との併用はできません。

募集定員 120名程度

採用の種類

1. 在学奨学生

在学奨学生は、高等学校等に在学している生徒が応募することができます。令和8年4月に私立の学校へ入学した人は、入学支度金の貸与も希望できます。右ページ「在学奨学生」欄を参照してください。

2. 緊急奨学生

緊急奨学生は、高等学校等に在学中に、生計維持者の失業・病気・死亡又は火災・風水害等で被害を受けたこと等による家計の急変のため、緊急に奨学金の必要性が生じた場合に申請できる制度です。

詳細は、右ページ「緊急奨学生」欄を参照してください。

応募対象・募集期間

応募対象		募集期間
在学奨学生	令和8年度高等学校等の生徒	令和8年4月24日（金） ～6月5日（金）【消印有効】
緊急奨学生	令和8年度高等学校等の生徒で、家計急変の事由発生から1年以内である人	在学奨学生の募集締切後随時 (在学奨学生募集期間中であれば、在学奨学生として応募してください。)

※在学奨学生の場合は、在学する高等学校等の指定する受付締切日までに、願書等応募書類を高等学校等へ提出してください。

出願時の提出書類

①奨学生願書

②市町村が発行する生計維持者（原則として父母〈2名〉）の「令和7年度所得課税証明書」（令和6年1月～令和6年12月の所得及び所得控除の内訳、課税標準額、市町村県民税の課税額等記載のもの）

※生計維持者の定義については、3ページを参照のこと。

③金融機関口座届（振込口座の通帳の表紙等のコピーを添付すること。）

④校長推薦書（在学している学校が記入）

●緊急奨学生の場合は、①～④の書類に加えて「家計急変の事由が分かる証明書」の提出が必要。

（「令和8年度 高等学校等奨学生願書」記入上の注意点を参照のこと。）

借りられる金額（無利子）

区 分		国 公 立	私 立
奨学金 注1) (貸与月額)	自宅通学 注2)	18,000円	33,000円
	自宅外通学 注2)	23,000円	38,000円
入学支度金（一時金）注3)			23,100円

注1) 在学・緊急奨学生共に貸与月額は同じです。

注2) 自宅通学・自宅外通学の奨学金の金額は願書提出時現在の高等学校等への通学実態に即して決定されます。在学中に通学方法が変更になった場合は、実態に即して金額が変更になります。

注3) 入学支度金は、令和8年4月に私立学校へ入学した人のみが応募できます。（4月分の奨学金に併せて貸与）

在学奨学生

1. 応募方法

在学奨学生を希望する人は、この募集要項の「奨学生願書」と市町村の発行する生計維持者（原則として父母〈2名〉）の「令和7年度所得課税証明書」（令和6年1月から令和6年12月分の所得及び所得控除の内訳、課税標準額、市町村県民税の課税額等記載のもの）を在学する学校へ提出してください。収入がない場合でも証明は必要です。

2. 貸与期間

借りられる期間は、令和8年4月から、在学する高等学校等の卒業までの最短修業年限の最終月までです。

3. 申込みから決定まで

① 奨学生は、高等学校等を通じて提出された書類により、(公財)島根県育英会選考委員会で、世帯全員の収入額、学習意欲等により選考を行い、決定します。選考結果は、採用・不採用を問わず、出願者全員に学校を通じてお知らせします。

② 採用になると、「奨学生決定通知書」「奨学資金返還誓約書（借用証書）」「預（貯）金口座振替依頼書」「奨学生のおてびき」が交付され、正式に奨学生に決定されます。「奨学資金返還誓約書（借用証書）」「預（貯）金口座振替依頼書」に加え、奨学生本人の「住民票」、連帯保証人及び保証人の「印鑑登録証明書」（いずれも発行から3カ月以内の原本）を在学する学校へ定められた期日までに提出してください。

なお、「奨学資金返還誓約書（借用証書）」には必ず連帯保証人（父母等）及び保証人（連帯保証人と別生計で65才以下の人）に自署・押印してもらって、提出してください。

島根県育英会の奨学資金の制度は、保証人が必要な制度です。

4. 奨学資金の振込

奨学資金は、提出された「金融機関口座届」により奨学生本人名義の口座に振り込みます。第1回奨学資金の振り込みは6か月（4月～9月）分をまとめて、9月末頃を予定しています。入学支度金も、第1回目の奨学金とあわせて振り込みます。

緊急奨学生

1. 応募資格

令和8年度高等学校等の生徒であって、家計急変の事由発生から1年以内にある人です。

ただし、申し込みは令和8年度在学奨学生の募集締切後、随時行ってください。

※在学奨学生募集期間中であれば、在学奨学生として応募してください。

2. 応募方法

家計に急変が生じた場合に、この案内の「奨学生願書」と市町村の発行する生計維持者（原則として父母〈2名〉）の「令和8年度所得課税証明書」（令和7年1月から令和7年12月分の所得及び所得控除の内訳、課税標準額、市町村県民税の課税額等記載のもの）、「金融機関口座届」並びに「家計急変の事由が分かる証明書」を在学する学校へ提出してください。

3. 貸与期間

島根県育英会が定める月から、在学する学校の最短修業年限の最終月までです。

4. 申込みから決定まで

在学奨学生に準じます。

5. 奨学資金の振込

提出された「金融機関口座届」により奨学生本人名義の口座に振り込みます。

生計維持者とは

生計維持者とは、日本学生支援機構の奨学金制度における定義に準拠しており、生徒の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たります。

〈父母（2名）を生計維持者とするケース〉

○父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者となります。

〈生計維持者が父又は母のいずれか（1名）となる主なケース〉

○父又は母と死別している場合。

○父母の離婚等により、父又は母と学生・生徒は別生計となっている場合。

○父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない場合。

〈父母以外の人（1名）を生計維持者とするケース〉

2名以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者（1名）が「生計維持者」となります。

○父母と死別し、学生・生徒が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合。

○父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により、意思疎通ができないため、学生・生徒が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合。

○父母が離婚し、学生・生徒が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合

※生計維持者が1名のケースに該当する場合、必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。

※「生計維持者」に関して不明な点がございましたら、島根県育英会にお問い合わせください。

「令和8年度 高等学校等奨学生願書」記入上の注意点

○記入上の注意点をよく読んで、漏れなく記入してください。

○連帯保証人及び親権者又は、後見人の署名欄以外は出願者本人が自署で記入してください。

○黒ペン又は黒ボールペンを使用してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

○記入した願書は、コピーを取る等して各自で控えを保管してください。

「本人」及び「親権者又は後見人」欄は、それぞれ自署で記入してください。

同じ筆跡は認めません。住所欄には「住民票記載住所」を記入してください。

→(注) 修正液・修正テープの使用は認めません。

電話番号も必ず記入願います。電話がない場合は「なし」と記入してください。

入学支度金は、令和8年4月に私立学校へ入学した1年生のみが応募できます。

貸与期間は、基本3年、高専は最大5年、定時制・通信制の学校は最大4年間貸与することが可能です。

貸与希望開始年月、貸与希望終了年月を書く際の参考としてください。

奨学資金の貸与を希望する理由は詳しく記入してください（必須）。

なお、家族又は家計に特別な事情がある時には、選考の際、考慮される場合があります。該当があれば、貸与を希望する理由欄に記入し、下表の証明書等を添付してください。

【家族又は家計に特別な事情がある時の事実を証明する書類の例】

区 分	証 明 書 等	発 行 所	
令和7年1月以降に 就職・転職した人	給与外所得者の場合	・確定申告書（控）の写し	・税務署
	給与所得者の場合	・年収見込証明書 ・月収証明書 } いずれか一つ	・勤務先
令和7年1月以降に退職した人及び退職予定者	・退職（予定）証明書	・勤務先	
失業者	・雇用保険受給資格者証の写し	・公共職業安定所	

令和8年度 公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学生願書 **(在学・緊急)**

公益財団法人島根県育英会理事長 様

該当に○印

本 人	ふりがな	しまね たろう	住民票 記載住所	〒 690-0887	〇〇住宅 島根県松江市殿町1番地 3号棟123
	氏名	島根太郎			
(自 署)	家族と別居の場合の住所 (寮・下宿等)	〒 698-0023 島根県益田市常盤町1-1 △△寮 ※住民票記載住所と同じ場合は、「同上」と記載してください。			
	生年月日	昭和・平成 22年 6月 26日生	☎(自宅)	- なし -	
			☎(携帯)	080 - 0000 - 0000	

本人の現況		出身地 (該当する全てに○印)	
学 校 名	学 年	ア	本人が島根県内に通算して5年以上居住している
島根県立 育英 高等学校	1 年	イ	父母又はこれに代わる人が現に島根県内に居住している
分校		ウ	その他：具体的に記入
学校			

親権者がそれぞれの欄に各自自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は父母(いずれかがいないときは一人)です。後見人がいる場合は、後見人が自署してください。

親 権 者 又 は 後 見 人 (各自自署してください)					
(父) (後見人)	ふりがな	しまね いくろう	記載住所 住民票	〒 690-0887	〇〇住宅3号棟123 島根県松江市殿町1番地
	氏名	島根育郎			
	生年月日	昭和・平成 54年 9月 8日生	☎(自宅)	- なし -	
			☎(携帯)	090 - 0000 - 0000	
母	ふりがな	しまね はなこ	記載住所 住民票	〒 690-0887	〇〇住宅3号棟123 島根県松江市殿町1番地
	氏名	島根花子			
	生年月日	昭和・平成 57年 6月 2日生	☎(自宅)	- なし -	
			☎(携帯)	070 - 0000 - 0000	

このたび、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。また、家庭状況等は下記のとおり相違ありません。

記

1 貸与を受けようとする奨学資金 (該当するものに○印をしてください。)、貸与希望開始年月等

ア 奨学金	ア 自宅通学	貸与希望開始年月	貸与希望終了年月
イ 入学支度金	イ 自宅外通学	令和 8 年 4 月	令和 11 年 3 月

※入学支度金は、令和8年4月に私立学校に入学した1年生のみが応募可

2 貸与を希望する理由 (必須) (出願者本人が自筆で記入してください。)

経済的な理由により修学が困難であると思われる理由を詳しく記入してください。
(緊急奨学生申込者の場合は、特に具体的に記入してください。)

(例) 姉が県外の私立大学に通っていますが、母が令和7年10月に失業したため、経済的に厳しい状況です。

私も自宅外通学のため、寮費がかかるので、経済的に困難な状況にありますが、それでも奨学金を借りて勉強したいと考え、奨学金を申請します。

【家計急変の事由が分かる証明書等の例】 ケースによって色々ありますので、育英会にご相談・お問合せください。

区 分	証 明 書 等	発 行 所
主たる生計維持者の会社の倒産等による解雇	雇用保険受給資格者証の写し	職業安定所
主たる生計維持者の早期退職	退職証明書	勤務先
主たる生計維持者の死亡又は主たる生計維持者との離別	戸籍謄本or住民票	市町村役場
主たる生計維持者の破産	市町村役場発行の身分証明書	本籍地の市町村役場
家族が病気、事故により著しく支出が増大又は収入の減少	診断書or雇用主による病気休職証明書	医師、勤務先
災害等を受けた世帯	罹災証明書	市町村役場

(1) 家族状況について、同居・別居を問わず、出願者本人と**同一生計の人全員**を記入してください。

「生計を一にする」とは家計を共有することです。必ずしも同じ屋根の下で暮らしていることではありません。

＜例＞別居**同一生計**の例（**要記入**）

(ア) 父の扶養となっている祖父が介護老人福祉施設に入居。

(イ) 一人暮らしの祖母（年金生活）を父が扶養し、生活費や療養費を全面的に負担している。

＜例＞別居**別生計**の例（**記入不要**）

(ウ) 就職し、一人暮らししている兄。

(エ) 祖父母が両親と同じ敷地内で別居で居住し、祖父母だけで生計を立てている。

(オ) 一人暮らしの祖母がいるが、祖母の生活を父の兄弟姉妹共同で負担している。

(2) 就学者は「家族の就学者の状況」欄に、それ以外は「就学者以外の家族状況」欄に記入してください。

→ 「就学者」とは、小・中・高校・高専・大学（短大、大学院、放送大学全科履修生、通信教育部含む）・専修学校（高等課程・専門課程）・盲・ろう・養護学校に在学する人です。専修学校一般課程及び各種学校（予備校等）等それ以外の学校に在学する人及び未就学者は「就学者以外」の欄に記入してください。

(3) **主たる生計維持者**には○印を「続柄」欄につけてください。

(4) 「**年齢**」は、**願書記入日現在**で記入してください。

「家族との居住」については、家族（生活の本拠地）と同居又は別居のうち該当するものに○印をつけてください。

(1) 「学校等の種類」、「設置者別」、「通学形態別」等記入漏れのないよう、○印をつけてください。

(2) 兄弟等世帯人員の多い場合は、選考の際、控除の対象になる場合があります。控除対象になった場合は、選考の評価点が高くなります。

住所は「住民票記載住所」を記入してください。

電話番号も必ず記入願います。電話がない場合は、「なし」と記入してください。

島根県育英会奨学資金は、**保証人が必要な制度**です。**必ず記入**してください。

この欄は、必ずしも保証人本人の自署の必要はありませんが、**保証人になることについては必ず事前に承諾を得た上で記入**してください。

裏面

緊急奨学生記入欄

- 家計急変の事由（該当するものを○で囲む。複数選択可。）
 - ア 主たる生計維持者が会社の倒産等により解雇又は早期退職
 - イ 主たる生計維持者が死亡又は主たる生計維持者との離別
 - ウ 主たる生計維持者が破産
 - エ 家族が病気、事故により著しく支出が増大又は収入が減少
 - オ 火災、風水害、震災等の災害により著しく支出が増大又は収入が減少
 - カ 上記以外で緊急奨学生としてふさわしいと在学校長の推薦を得た場合
(学校長名の推薦状が必要)
- 2 事由の生じた年月 _____ 年 _____ 月
- 3 希望する貸与始期 _____ 年 _____ 月

■緊急奨学生申込者のみ記入してください。

■申込みに当たっては、家計急変の事由が分かる証明書の添付が必要です。

3 家族状況 *注1～注3 _____ いずれかに○印をしてください _____

	続柄	氏名	年齢	収入の種類	就労の有無	家族との居住
就学者以外の家族状況	父	島根 育郎	46	給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
	母	島根 花子	43	給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
	妹	島根 育子	5	給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
				給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
				給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
				給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
	続柄	氏名	年齢	学校等の種類	設置者別	通学形態別
就学者の家族の状況	本人	島根 太郎	15	小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
	姉	島根 英子	19	小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
	弟	島根 二郎	10	小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他	国公立・私立	自宅・自宅外

- *注1 同居・別居を問わず生計を一にする方全員を記入し、生計維持者(原則として父母<2名>)の「令和7年度の所得課税証明書」を添付してください。
家族のうち主たる「生計維持者」には「続柄」欄に○印をしてください。
- *注2 「年齢」は、願書記入日現在で記入してください。
- *注3 「家族との居住」については、家族(生活の本拠地)と同居又は別居のうち該当するものに○印をしてください。

4 「連帯保証人」及び「保証人」について (「連帯保証人」欄は自署)

連帯保証人は本人の父又は母が自署してください。又は、これに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者を記入してください。※債権整理中(破産等)の方は、連帯保証人にはなりません。

連帯保証人	ふりがな	しまね いくろう	記載住所 住民票	〒 690-0887
	氏名	島根 育郎		島根県松江市殿町1番地〇〇住宅3号棟123
	生年月日	昭和 平成 54年 9月 8日生		☎(自宅) -なし- (携帯) 090-0000-0000
	本人との関係(該当に○)	1父 2母 3兄 4姉 5その他()		

「保証人」は「連帯保証人」とは生計が別で独立した生計を営む65歳以下(令和8年4月1日現在)の成年者を記入してください。(連帯保証人と同一住所、学生、66歳以上の人、債務整理中(破産等)の人は保証人になれません。)
※「保証人」を記入する前に必ず事前にその方の承諾を得る必要があります。
ここに記入した保証人は、奨学資金返還誓約書(借用証書)に届出済保証人として印字されます。住所、生年月日等を確認のうえ記入してください。奨学資金返還誓約書(借用証書)の提出に当たっては、「保証人」の署名・実印押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

保証人	ふりがな	しまね さぶろう	記載住所 住民票	〒 693-0001
	氏名	島根 三郎		島根県出雲市今市町3番地
	生年月日	昭和 平成 57年 10月 10日生		☎(自宅) 0853-00-0000 (携帯) 090-0000-0000
	本人との関係	(具体的に記入) 叔父		

この願書に記載されている個人情報については、島根県育英会の奨学資金業務のためにのみ利用するものであってその他の目的に使用することはありません。なお、採用・不採用にかかわらず提出された書類は返却しません。

貸与が終了した時は

奨学資金の貸与終了時に「貸与奨学資金返還確認票」が交付されます。交付されましたら、借入金額、貸与の状況、返還について（返還計画、返還口座等）、奨学生本人、連帯保証人、保証人の住所、連絡先等の記載事項に変更がないか確認してください。連帯保証人及び保証人にも必ず確認してもらってください。変更がある場合は、速やかに学校に申し出てください。

奨学資金は皆さんからの返還金を直ちに後輩の奨学資金として貸与しており、循環する仕組みとなっています。**返還計画どおり必ず返還してください。**

【返還するには】

- 卒業後、半年を経過した翌月から、下記の取扱金融機関の口座振替により返還していただきます。
(取扱金融機関) ゆうちょ銀行・山陰合同銀行・島根銀行・しまね信用金庫・島根中央信用金庫・日本海信用金庫・西中国信用金庫・島根県農業協同組合・島根益田信用組合
- 返還方法は、毎月（月賦）均等払いと、月賦＋半年賦の方法があり、奨学資金返還誓約書（借用証書）提出時に選択していただきます。
- 卒業後、大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程又は専門課程に在学している期間は、「高等学校等奨学資金返還猶予願」の提出により、最短の卒業予定年月まで返還が猶予されます。なお、専修学校の一般課程、学校教育法に規定されていない、予備校や補習科、高等技術校、農林大学校、ポリテクカレッジ等猶予できない学校もあります。

高等学校等奨学資金返還計画の例示（3年間の貸与を受けた場合）

1. 貸与額

区 分		貸与月額等	貸 与 総 額		
国公立	自 宅	18,000円	A	648,000円	
	自 宅 外	23,000円	B	828,000円	
私 立	自 宅	33,000円	C	1,188,000円	
	自 宅 外	38,000円	D	1,368,000円	
	入学支度金	23,100円	E	自 宅	1,211,100円
			F	自宅外	1,391,100円

2. 返 還 額（一般的な返還のパターン）

区分	月 賦		月賦 + 半年賦			返還期間
	毎月返還額	最終月返還額	毎月返還額	半年(7月・12月)返還額	最終月返還額	
A	6,000円 (108回)	—	5,000円 (90回)	11,000円 (18回)	—	9年 (108回)
B	7,000円 (118回)	2,000円	6,000円 (99回)	11,700円 (20回)	—	9年11月 (119回)
C	9,000円 (132回)	—	8,000円 (110回)	14,000円 (22回)	—	11年 (132回)
D	10,000円 (136回)	8,000円	9,000円 (113回)	15,000円 (23回)	6,000円	11年5月 (137回)
E	9,000円 (134回)	5,100円	8,000円 (112回)	14,000円 (22回)	7,100円	11年3月 (135回)
F	10,000円 (139回)	1,100円	9,000円 (117回)	14,700円 (23回)	—	11年8月 (140回)

願書記入日：令和 年 月 日

令和8年度 公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学生願書（在学・緊急）

公益財団法人島根県育英会理事長 様

本人 (自署)	ふりがな		住民票 記載住所	〒	-	
	氏名					
	家族と別居の場合の住所 (寮・下宿等)		〒	-	※住民票記載住所と同じ場合は、「同上」と記載してください。	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	☎(自宅)	-	-	
		☎(携帯)	-	-		

本人の現況			出身地（該当する全てに○印）	
学 校 名	学 年		ア 本人が島根県内に通算して5年以上居住している	
立 分 校 学 校	年	高等学校 全日制 分 校 定時制 学 校 通信制 単 位 制	イ 父母又はこれに代わる人が現に島根県内に居住している	
			ウ その他：具体的に記入	
			〔 〕	

親権者がそれぞれの欄に各自自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は父母（いずれかがいないときは一人）です。後見人がいる場合は、後見人が自署してください。

親権者又は後見人（各自自署してください）					
(父) (後見人)	ふりがな		記載住所 住民票	〒	-
	氏名				
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	☎(自宅)	-	-
		☎(携帯)	-	-	
母	ふりがな		記載住所 住民票	〒	-
	氏名				
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	☎(自宅)	-	-
		☎(携帯)	-	-	

このたび、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。また、家庭状況等は下記のとおり相違ありません。

記

1 貸与を受けようとする奨学資金（該当するものに○印をしてください。）、貸与希望開始年月等

ア 奨学金	ア 自宅通学	貸与希望開始年月	貸与希望終了年月
イ 入学支度金	イ 自宅外通学	令和 年 月	令和 年 月

※入学支度金は、令和8年4月に私立学校に入学した1年生のみが応募可

2 貸与を希望する理由（必須）（出願者本人が自筆で記入してください。）

経済的な理由により修学が困難であると思われる理由を詳しく記入してください。
（緊急奨学生申込者の場合は、特に具体的に記入してください。）

(キリトリ)

緊急奨学生記入欄	1 家計急変の事由 (該当するものを○で囲む。複数選択可。)		
	ア 主たる生計維持者が会社の倒産等により解雇又は早期退職		
	イ 主たる生計維持者が死亡又は主たる生計維持者との離別		
	ウ 主たる生計維持者が破産		
	エ 家族が病気、事故により著しく支出が増大又は収入が減少		
	オ 火災、風水害、震災等の災害により著しく支出が増大又は収入が減少		
	カ 上記以外で緊急奨学生としてふさわしいと在学校長の推薦を得た場合 (学校長名の推薦状が必要)		
	2 事由の生じた年月	年	月
	3 希望する貸与始期	年	月

■緊急奨学生申込者のみ記入してください。

■申込みに当たっては、**家計急変の事由が分かる証明書**の添付が必要です。

3 家族状況 *注1～注3 ــ 　　いずれかに○印をしてください

家族状況	続柄	氏名	年齢	収入の種類	就労の有無	家族との居住
	就学者以外の家族状況				給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無
				給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
				給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
				給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
				給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
				給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居

就学者の家族状況	続柄	氏名	年齢	学校等の種類	設置者別	通学形態別
	本人			小・中・高・高専・大学・専修 (高等課程・専門課程) ・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
			小・中・高・高専・大学・専修 (高等課程・専門課程) ・その他	国公立・私立	自宅・自宅外	
			小・中・高・高専・大学・専修 (高等課程・専門課程) ・その他	国公立・私立	自宅・自宅外	
			小・中・高・高専・大学・専修 (高等課程・専門課程) ・その他	国公立・私立	自宅・自宅外	
			小・中・高・高専・大学・専修 (高等課程・専門課程) ・その他	国公立・私立	自宅・自宅外	
			小・中・高・高専・大学・専修 (高等課程・専門課程) ・その他	国公立・私立	自宅・自宅外	

- *注1 同居・別居を問わず生計を一にする方全員を記入し、**生計維持者 (原則として父母 (2名))** の「令和7年度の所得課税証明書」を添付してください。
家族のうち主たる「生計維持者」には「続柄」欄に○印をしてください。
- *注2 「年齢」は、**願書記入日現在**で記入してください。
- *注3 「家族との居住」については、家族 (生活の本拠地) と同居又は別居のうち該当するものに○印をしてください。

4 「連帯保証人」及び「保証人」について (「連帯保証人」欄は自署)

連帯保証人は本人の父又は母が自署してください。又は、これに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者を記入してください。※債権整理中 (破産等) の方は、連帯保証人にはなりません。

連帯保証人	ふりがな		記載住所 住民票	〒 -				
	氏名			☎ (自宅) - -	(携帯) - -			
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	本人との関係 (該当に○)	1父	2母	3兄	4姉	5その他 ()

「保証人」は「連帯保証人」とは生計が別で独立した生計を営む65歳以下 (令和8年4月1日現在) の成年者を記入してください。 (連帯保証人と同一住所、学生、66歳以上の人、債務整理中 (破産等) の人は保証人にはなりません。)

※「保証人」を記入する前に必ず事前にその方の承諾を得る必要があります。

ここに記入した保証人は、奨学資金返還誓約書 (借用証書) に届出済保証人として印字されます。住所、生年月日等を確認のうえ記入してください。奨学資金返還誓約書 (借用証書) の提出に当たっては、「保証人」の署名・実印押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

保証人	ふりがな		記載住所 住民票	〒 -				
	氏名			☎ (自宅) - -	(携帯) - -			
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	本人との関係	(具体的に記入)				

この願書に記載されている個人情報については、鳥根県育英会の奨学資金業務のためにのみ利用するものであってその他の目的に使用することはありません。なお、採用・不採用にかかわらず提出された書類は返却しません。

金融機関口座届

私に貸与される奨学資金は下記の金融機関口座へ振り込んでください。

金融機関名	本・支店名	金融機関コード・店コード				口座番号							
					—								
口座名義人（奨学生本人の名義）		※ゆうちょ銀行、インターネット専業銀行へは送金できません。 ※奨学生本人名義の口座に限ります。 注：金融機関コードがわからない場合は、空欄でも構いません。											
フリガナ													
氏名													

店番、口座番号、名義人フリガナのわかるものの写しを下記に貼付してください。

(例) 通帳の表紙を開いた最初のページのコピー
キャッシュカードのコピー